

## 船舶事故調査報告書

令和2年3月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年11月24日 01時00分ごろ
発生場所	島根県隠岐諸島北東方沖 隠岐沖ノ島灯台から真方位058°60海里（M）付近 （概位 北緯36°53.1′ 東経134°19.9′）
事故の概要	漁船第五幸運丸は、かにかご漁の操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和元年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五幸運丸、19トン HG2-4196（漁船登録番号）、稲葉水産有限公司（A社） 19.89m（Lr）×4.49m×1.79m、FRP ディーゼル機関、890kW、平成10年6月7日 第272-19961号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年8月29日 免許証交付日 平成28年7月21日 （令和3年8月28日まで有効） 甲板員A 男性 34歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、ずわいがにのかにかご漁の目的で、令和元年11月23日19時50分ごろ兵庫県香美町香住漁港を出港し、24日00時00分ごろ隠岐諸島北東方沖の漁場に到着した。 船長は、主機を中立運転とし、‘前もって水深約1,300mの海域に設置しておいた直径約24mm 長さ約12km の幹綱両端に直径約24

mm 長さ約 1.3 km の立綱を接続し、幹綱には、直径約 20 mm 長さ約 1 m のアイプライスを介して直径約 12 mm 長さ約 10.5 m の枝縄が約 5.5 m 間隔で接続されており、その枝縄の先端に取り付けられた重さ約 10 kg のかにかごを巻き揚げる作業（以下「本件作業」という。）を行うこととした。（図 1 参照）

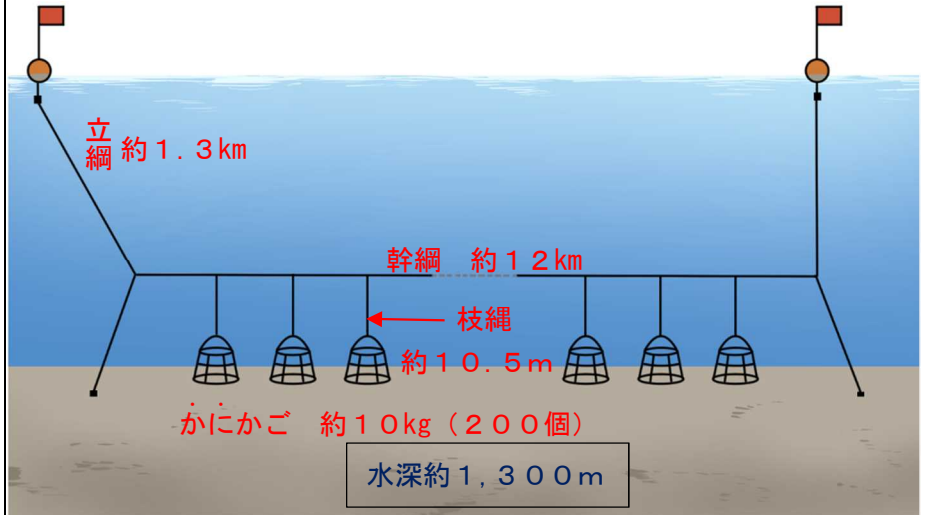


図 1 かにかご漁の漁具の構造（イメージ）

本船は、船長が、自らは後部甲板で幹綱をコイルして整理する作業につくとともに各甲板員をそれぞれの持ち場につかせた後、本件作業を開始し、約 0.8 ノットの対地速力で前進していた。

甲板員のうちの 1 人（以下「甲板員 B」という。）は、前部甲板左舷側で、かにかごが揚がってくる毎に、‘船体に固定されたワイヤフック’（以下「本件フック」という。）を枝縄のアイに引っ掛け、ウインチドラム（以下「本件ドラム」という。）に巻き取られる幹綱との張力により、引き解き結びで結ばれた枝縄を幹綱から解いて分離し、分離されたかにかごを甲板員 A に渡す作業に当たっていた。（図 2 参照）

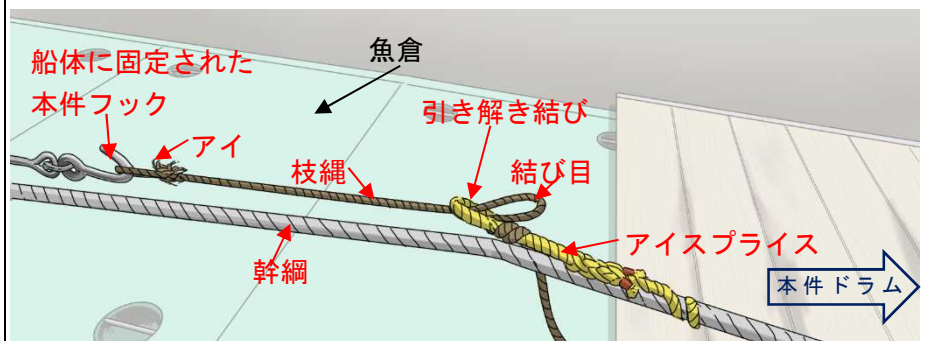


図 2 幹綱に引き解き結びで結ばれた状態の枝縄

甲板員 A は、前部甲板の魚倉の上で、甲板員 B から渡されたかにかごを両手で持ち、かにかごの中のかにかを魚倉に移し、空になったかにかごを前部甲板右舷側にいる甲板員に手渡す作業に当たっていた。

本船の乗組員は、それぞれの持ち場で本件作業に当たっていたとこ

ろ、甲板員Bが本件フックを枝縄のアイに掛けた直後、本件ドラムの近くにいた甲板員Aが、幹綱が本件ドラムに絡まったように見えたので、幹綱が切断される危険を感じて本件ドラムを停止させた。

甲板員Aは、本件ドラムに巻かれた幹綱の状態を見て、本件作業に支障がないと思い、船尾方を向いた状態で、直ぐに本件ドラムのスイッチを入れて作動させた。

甲板員Aは、持ち場に戻ろうとして後ずさりし、船首方を振り向いたところ、01時00分ごろ枝縄の引き解き結びの結び目の中に右手中指が入り、その瞬間、本件ドラムに巻き取られる幹綱との張力によって結び目が締め付けられた。(図3及び図4参照)

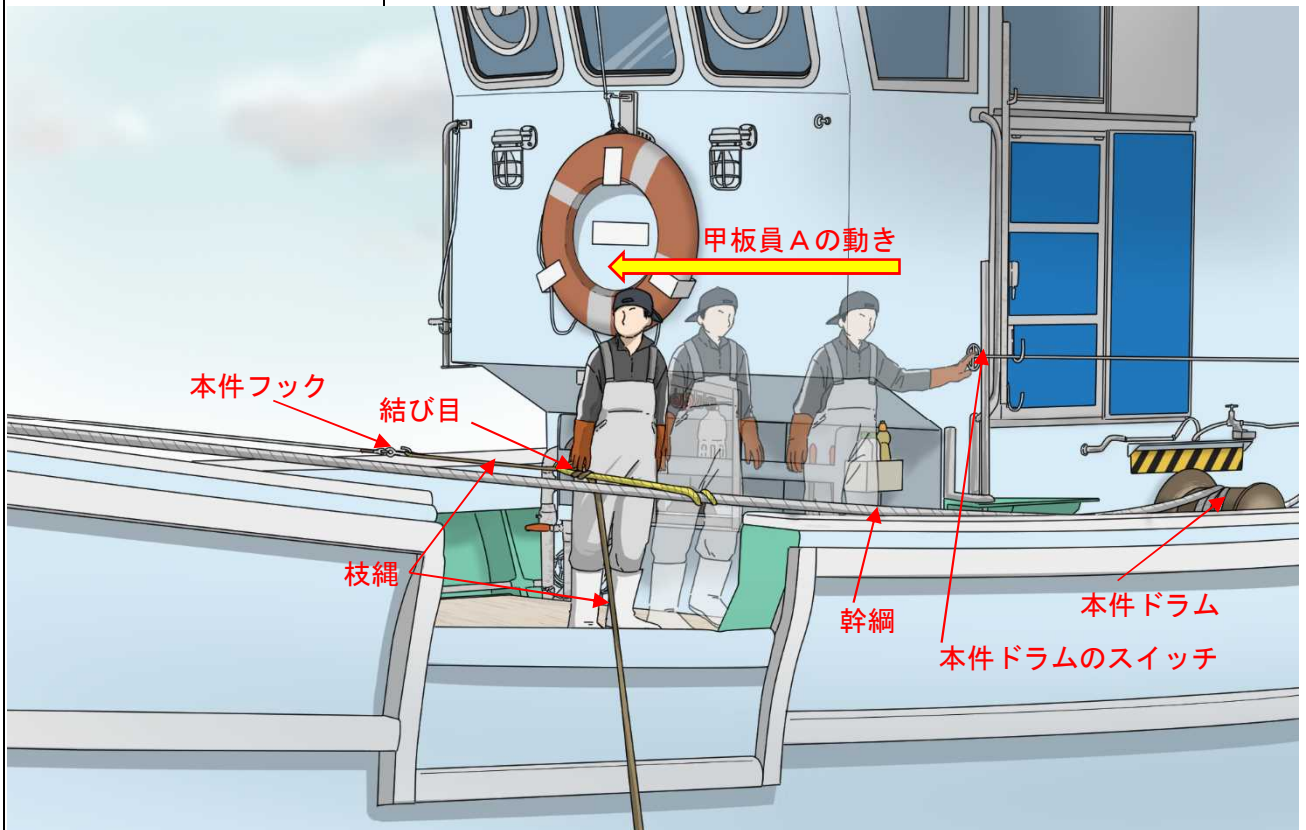


図3 甲板員Aが本件ドラムのスイッチを入れ、後ずさりしながら船首方を振り向く様子  
(イメージ)

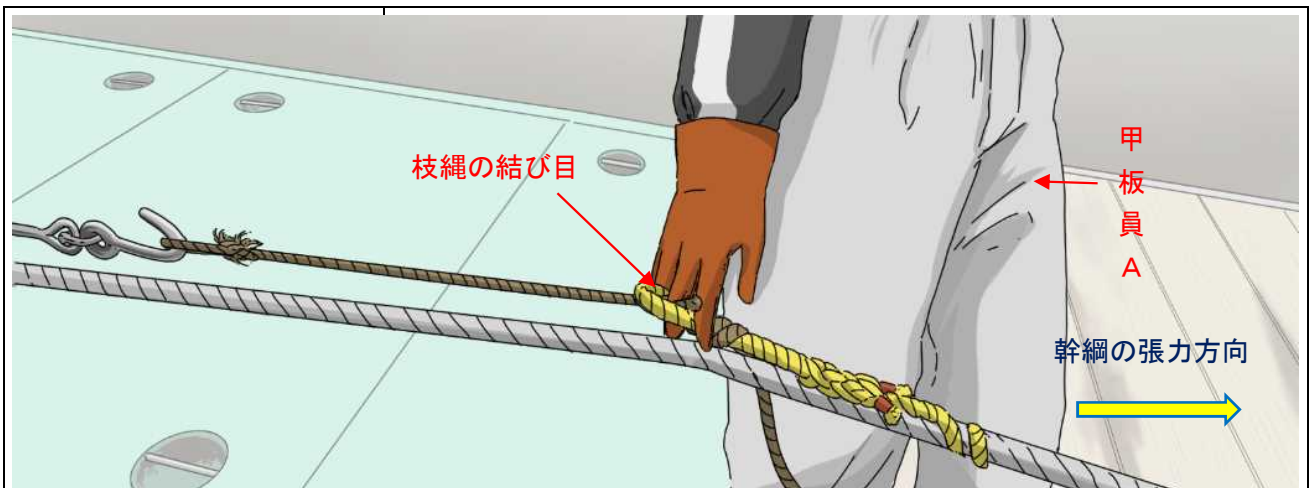


図4 甲板員Aの右手中指が枝縄の結び目に入った瞬間の様子（イメージ）

甲板員Bは、甲板員Aの叫び声を聞き、甲板員Aがけがを負ったことを認め、大声で他の乗組員にその旨を知らせながら、本件ドラムを停止させた。

甲板員Bの声を聞いた船長は、甲板員Aに駆け寄ってけがの状態を確認し、他の乗組員と協力して応急手当を行った。

本船は、直ちに別の甲板員（以下「甲板員C」という。）が操船して帰港を開始するとともにA社に連絡して119番通報を依頼し、05時00分ごろ香住漁港に到着した。

甲板員Aは、救急車で兵庫県豊岡市内の病院に搬送され、右中指切断と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船のかにかご漁は、9月1日から翌年の5月31日までであった。

本件作業は、約6時間～6時間30分かけて約200個のかにかごを巻き上げるもので、幹縄を左舷船首部に取り付けられたガイドローラに通し、左舷中央部の本件ドラム及び左舷船尾部のワインダーの張力によって巻き上げるものであった。

本件作業中は、時々幹縄が本件ドラムに絡まることもあり、絡まりを見つけた者が本件ドラムを停止させ、絡まりを解いた後、声掛けを行って本件ドラムのスイッチを入れていた。

甲板員Aは、平成26年ごろ本船に乗船し、本件作業の経験が約5年あり、一連の作業には慣れていた。

甲板員Aは、本件ドラムのスイッチを入れて持ち場に戻ろうとしたとき、手元を見ずに後ずさりしていたので本件フックが掛かった状態の枝縄が視野に入っていなかったと本事故後に思った。

甲板員Aは、本事故時、ゴム長靴、ゴム手袋、上下のジャージの上に合羽、野球帽を身に着けていたものの、救命胴衣及びヘルメットを着用していなかった。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、隠岐諸島北東方沖においてかにかご漁の操業中、甲板員 A が、船尾方を向いた状態で本件ドラムを作動させた後、持ち場に戻ろうとして後ずさりした際、右手中指が枝縄の引き解き結びの結び目の中に入ったことから、本件ドラムに巻き取られる幹綱との張力によって結び目が締め付けられて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、本件作業の経験が約 5 年あり、本件作業への慣れがあったことから、手元を見ずに後ずさりしていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が隠岐諸島北東方沖においてかにかご漁の操業中、甲板員 A が、船尾方を向いた状態で本件ドラムを作動させた後、持ち場に戻ろうとして後ずさりした際、右手中指が枝縄の引き解き結びの結び目の中に入ったため、本件ドラムに巻き取られる幹綱との張力によって結び目が締め付けられたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、周辺の状況に細心の注意を払い、甲板上で動いているロープなどの漁具から目を離さずに作業に当たること。</li> <li>・暴露甲板で作業をする際は、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・事故発生後は、119番通報のみならず、118番通報も速やかに行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

